

静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程

平成 27 年 1 月 1 日 規程第 172 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学又は本学の教職員及び学生が所有する産業財産権、育成者権及び著作権等の知的財産権を活用したもの
- (2) 本学で達成された研究成果等を活用したもの
- (3) 本学の教職員及び学生等（在職又は在学していた者を含む。）が、本学において習得した技術知識等を活用して設立したもの
- (4) その他学長が特に必要と認めたもの

(認定の手續)

第 3 条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者は、様式第 1 号による認定申請書に必要書類を添えて、学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、速やかに地域貢献・産学官連携推進会議大学名称使用等審査専門部会に付議し、その審議結果を踏まえ、認定すべきものと認めた場合は、認定の決定を行うものとし、その結果を文書により申請者に通知するものとする。

(申請の条件)

第 4 条 前条第 1 項の申請は、大学発ベンチャーの認定を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができる。

- (1) 第 2 条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- (3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと
- (4) 本学の教職員が起業したものにあつては、静岡県公立大学法人職員兼業規程、その他本学における関係規則等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること

(称号の授与)

第 5 条 学長は、第 3 条第 2 項により認定した静岡県立大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）に対し、様式第 2 号による大学発ベンチャー称号記により、「静岡県立大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

(本学の法的責任)

第 6 条 第 3 条第 2 項の認定及び前条の称号の授与は、本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(認定の解除及び称号の返付)

第 7 条 認定大学発ベンチャーは、第 3 条第 2 項の認定の解除及び第 5 条により授与された称号の返付を申し出ることができる。

2 学長は、前項の申出を受けたときは、これを認めるものとする。

(認定及び称号の取消し)

第8条 学長は、認定大学発ベンチャーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項の認定及び第5条の称号を取り消すことができる。

- (1) 認定大学発ベンチャーの事業活動が、第2条各号に掲げる大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 認定大学発ベンチャーが、社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他本学の不名誉となるおそれがある場合等で、大学発ベンチャーとして認定すること及び「静岡県立大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないとして学長が認める場合

2 前項による認定及び称号の取消しを受けた者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以降、静岡県立大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

(認定大学発ベンチャーへの支援事業)

第9条 本学は、認定大学発ベンチャー対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 事務室又は研究室として、本学内にインキュベーション室を確保し、5年を超えない範囲で無償で貸与すること。ただし、認定大学発ベンチャーに利益が生じた場合は、静岡県公立大学法人固定資産貸付料等規則に従うものとする。
- (2) 貸与したインキュベーション室について、当該認定大学発ベンチャーの所在地とする商業登記を認めること
- (3) 本学と共同研究等を実施するときの間接経費を免除すること
- (4) 研究設備等の利用を許可すること
- (5) 地域・産学連携推進室コーディネーターによる他企業等への紹介又は仲介を行うこと
- (6) 本学主催の各種イベント及び本学の広報誌等で積極的に広報すること

(事務)

第10条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、事務局教育研究推進部地域・産学連携推進室が処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

静岡県立大学発ベンチャー認定申請書

静岡県立大学長 様

（申請者）

所属

職名

氏名

印

下記のとおり大学発ベンチャーの認定を申請します。

なお、認定のうえは、静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程その他の諸規則を遵守することを誓約します。

記

① 企業名	
② 所在地	〒
③ 代表者名	
④ 代表者区分	
⑤ 連絡先（電話番号及びE-mail）	
⑥ 事業開始日等	事業開始予定日
	設立日
⑦ 分野	
⑧ 資本の額（又は出資の総額）	
⑨ 常時使用従業員数	
⑩ 事業の形態	
⑪ 事業の概要	
⑫ 事業化しようとする研究成果の概要	
⑬ ベンチャー設立形態	

⑭ 静岡県立大学研究成果であることの説明 (関連する研究者名等)	
⑮ 静岡県立大学において事業化を行う必要理由	
⑯ 事業予定及びその準備活動のスケジュール	

1 各項目の記入要領

(1) ④「代表者の区分」については、以下の中から選択して記入すること。

教職員、学生、第三者

(2) ⑥「事業開始日」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり、個人事業の開始にあつては、所得税法第 229 条の「開業の届出」を税務署長に提出した開業日がそれに当たる。

(3) ⑦「分野」は、以下の中から選択して記入すること。

IT (ソフト、ハード)、バイオ・医療、環境、素材・材料、機械・装置、その他

(4) ⑩「事業の形態」は、その種類を以下の例を参考として記入すること。

例 株式会社、合同会社 (LLC)、有限責任事業組合 (LLP)、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合 等

(5) ⑬「ベンチャーの形態」については、以下の中から選択して記入すること。

ア 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業されたもの

イ 本学の教職員又は学生が、己の所有する特許を基に起業したもの

ウ 認定申請の日において退職、卒業又は修了の日から 3 年以内の本学の元教職員又は元学生が、自己の所有する特許を基に起業したもの

(6) ⑭「静岡県立大学の研究成果であることの説明」には、例えば、特許権の場合は発明者とその所属を記入すること。

(7) ⑯「事業予定及びその準備活動のスケジュール」は、創業を行おうとする場合にのみ記入すること。

2 添付資料

(1) 個人の場合 (a 又は b)

a 事業を開始した日が確認できる書類 (所得税法第 229 条に基づき、税務署長に提出された「開業の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し 等

b 1 年以内に創業を行おうとする個人にあつては、その旨の誓約書

(2) 法人の場合 (c 又は d)

c 設立の日が確認できる書類 (法人税法第 148 条に基づき、税務署長に提出された「設立の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し 等

d 定款、寄付行為、規則、規程又は規約の写し

(参考)

※ 所得税法第 229 条

(開業の届出)

居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があった日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

※ 法人税法第 148 条

(内国普通法人等の設立の届出)

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第 1 号において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 1 その納税地
- 2 その事業の目的
- 3 その設立の日

様式第2号（第5条関係）

第 号

称 号 記

名称

代表者

設立年月日

静岡県立大学発ベンチャーの称号を授与します

年 月 日
静岡県立大学長